



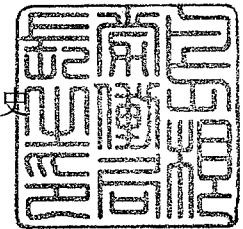
島根地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

島根労働局一般公示第 11 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 5 月 1 日付けをもって任命した島根地方最低賃金審議会委員のうち使用者代表委員 1 名の辞職に伴い、新たに使用者側代表委員 1 名を任命したいので、関係団体は、下記「島根地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 6 月 16 日

島根労働局長 岩 見 浩 史



記

島根地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条に規定する労働組合であって、島根労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体であって、島根労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切期日

令和 7 年 7 月 3 日（木）

(3) 推薦書の提出先

島根労働局労働基準部賃金室

（松江市向島町 134 番地 10 松江地方合同庁舎 5 階）

別 紙

令和 年 月 日

島 根 労 働 局 長 殿

推薦団体の所在地

推薦団体の名称

代表者職氏名

島根地方最低賃金審議会使用者代表委員の候補として下記の者を内諾書、
履歴書添付のうえ推薦します。

記

ふりがな 氏 名	年齢	現職 (現在の職業、所属団体、地位を すべて記入すること)	略 歴

内 諾 書

島根労働局長
岩見 浩史 殿

令和 年 月 日

氏 名

私は、島根地方最低賃金審議会委員に任命されたときは、就任することを内諾します。